

平成 1 7 年度 答申第 2 号

(平成 1 7 年 5 月 6 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答 申 第 2 号
平成17年 5月 6日

宝塚市長 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会
会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第15条に基づく諮問について（答申）

平成17年1月21日付け宝塚市諮問第29号により諮問を受けた「宝塚市雲雀丘3-1-28に係る道路工事の設計図書一式」に対する部分公開決定に係る異議申立について、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

宝塚市長（以下「実施機関」という。）が、「宝塚市雲雀丘3-1-28に係る道路工事の設計図書一式」（以下「本件文書」という。）につき、部分公開とした決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件文書中には、設計図面（構造図、平面図、伏図、切断図をいう。以下同じ。）及び公開された工事写真以外の工事写真が含まれていなかったことを不服として、設計図面及び公開した工事写真以外の工事写真の公開を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件文書において、道路工事に必須である設計図面が添付されていない。

イ 本件文書のうち、工事写真には、重要かつ肝心の工事現場の撮影箇所を脱落させている。

3 実施機関の説明

実施機関の情報部分公開決定理由説明書及び口頭による説明は、次のとおりである。

(1) 設計図面について

ア 道路工事の実施方法について

工事の実施方法は入札によるものが一般的であるが、道路の維持補修に関しては、その性格上、緊急かつ応急的な対応が必要な場合、工事単価契約による工事の実施を宝塚市は採用している。入札による場合は、現場の測量、設計図面の作成、積算、入札等の過程に約4か月の期間を経て初めて工事を実施するものである。一方、工事単価契約による工事の場合は、各年度の初めに、工事で必要となる構造物、舗装等の各タイプを単位当りで請負会社と契約しておき、市民からの苦情や要望があれば直ちに、市の監督員が現地立合を行い、その現地で請負会社に修繕等の指示を出すことにより、迅速に工事を実施するものである。

イ 当該道路工事について

申立人の主張は、入札による道路工事の実施を前提としているが、当該道路工事は、道路及び構造物等の維持補修のために、単価契約により実施した工事である。当該道路工事は、現場にて市の監督員が請負会社に、道路の維持及び構造物等の補修を直接指示して実施したものであるため、生活道路課において設計図面の作成は行っていない。また、工事単価契約による工事の場合、請負会社でも設計図面を作成する義務はない。

(2) 工事写真について

工事写真については、原則として、工事着手前、施工中、工事完成時、安全管理関係の撮影を義務付けており、その他に工事後明視できない箇所についても撮影しなければならない。また、撮影箇所、枚数、整理等については、市の監督員の指示に従うことになっているが、当該道路工事は、工事単価契約による道路工事の一般的なものであるため、工事着手前、施工中、工事完成時、安全管理関係及び工事後明視できない箇所の撮影を決められたとおり行っており、市の監督員が特別に指示を出して、これら状況以外の箇所について写真撮影は行っていないものである。

工事写真の枚数については、特に定められておらず、決められた箇所や状況の撮影のみが義務付けられていたものである。また、工事単価契約による工事の場合は、入札による工事よりも規模が小さいため、通常工事よりも工事写真の枚数は少ないが、当該道路工事の場合は、一般的な工事単価契約の工事と比べて、写真の枚数が特に少ないということはなく、公開した工事写真がすべてである。

- (3) 以上のとおりであるから、申立人の請求する設計図面及び公開した工事写真以外の工事写真は不存在である。

4 審査会の判断

- (1) 本件請求文書について

本件請求文書は、通常道路工事に必要とされる設計図面及び公開された工事写真以外の工事写真である。

- (2) 本件請求文書の存否について

当審査会が事務局職員をして調査させたところ、公開された文書以外には、本件請求文書の存在は確認できなかった。

- (3) 当該道路工事の実施方法について

当該道路工事については、平成16年4月1日付けで締結された工事単価契約に基づき生活道路課が実施した工事であり、平成16年4月14日付けで生活道路課長から請負会社に出された指示書によって、工事単価契約の相手方である請負会社に対し、当該道路の工事の指示を出していることが明らかなことから、当該道路工事が工事単価契約の方法により実施されていることが認められた。

- (4) 設計図面の作成義務について

通常、工事を実施する場合は、設計図面を作成し、入札に付するものであるが、本件道路工事のような工事単価契約による工事の場合は、工事単価契約において工事で必要となる構造物、舗装等の各タイプを明記した単価契約構造物工事標準構図集が請負会社に示されており、これを基礎として生活道路課の監督員による具体的工事内容の指示により工事が実施されているものであり、個々の工事の設計図面を必ずしも必要としない工事の実施方法であることが認められる。

さらに本件道路工事に係る工事単価契約書、当該契約書に定める仕様書及び実施機関の発行する指示書を確認したところ、実施機関の説明のとおり、道路工事の実施に当って実施機関及び請負会社に設計図面の作成を義

務付けた規定等は認められなかった。また、宝塚市条例、規則等にも、工事単価契約による工事の実施に関し、設計図面の作成を義務付ける規定は認められなかった。

(5) 工事写真の撮影義務について

工事写真については、工事単価契約書に定める別添の仕様書として使用し、また宝塚市土木請負工事必携として準用している兵庫県県土整備部監修の土木請負工事必携における特記仕様書及び写真管理要領に定められているが、公開された工事写真はこれらに従って撮影された工事写真であることが認められた。

また、特記仕様書第7条において、それぞれの写真の撮影箇所、枚数、整理等については監督員の指示に従うものとするとして規定しているが、実施機関の説明によると、通常写真管理要領に従って撮影等を行っており、当該道路工事は一般的な単価契約の工事であるので、特に監督員は指示等を出していないと説明している。写真管理要領においても、その他の写真として「特に監督員の指示のない限り撮影する必要はない」としており、当審査会としては、実施機関の説明及び申立人の主張からは、監督員からの指示により特に撮影する義務があったという合理的理由はないと考える。

(6) 以上により、本件請求文書の存在は確認できなかった。また、これらの文書については存在しないことについて特に問題はないというべきであり、実施機関の主張は妥当であると認められる。

したがって、以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
荒 川 雅 行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
植 木 壽 子	弁護士（大阪弁護士会）
荏 原 明 則 （会長代理）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
中 村 留 美	弁護士（兵庫県弁護士会）
平 松 毅 （会長）	大東文化大学法科大学院教授（憲法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成17年 1月21日	諮問
2	平成17年 1月24日	異議申立人による陳述、実施機関による非公開理由説明及び審査
3	平成17年 3月15日	審査
4	平成17年 4月20日	審査
5	平成17年 5月 6日	答申